

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	1-311
許認可等の種類	採石業務管理者の認定			
根拠法令条例等・条項	採石法第32条の4第1項第6号			
許認可等の概要	採石業務管理者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有する者としての認定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考] 別紙のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採石業務管理者の認定の実施について 49資庁第12077号 http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/1-311-12077.pdf ・採石業務管理者認定の運用基準について 49資庁第14854号 http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/1-311-14854.pdf 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去の事例が稀であり設定困難)			
期間の制定根拠	—			